

保護者の皆様へ

(このチラシは捨てずに保管してください)

宝塚市保育事業課

認可外保育施設等(認可外保育施設・保育所一時預かり事業・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業)の無償化について

■ 無償化の概要 ■

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設等(認可外保育施設・保育所一時預かり事業・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業)を利用しており、かつ保育の必要性の認定を受けた児童(**新2号・新3号認定者**)は申請により、月額37,000円を上限(※0歳児~2歳児は月額42,000円を上限)に市が直接補助します。

※0歳児~2歳児は保育の必要性があり、かつ住民税非課税世帯が対象となります。

※制度の内容や申請手続きに変更がある場合は、宝塚市ホームページ上でご案内します。

1 認可外保育施設等利用における施設等利用費の内容

(1) 対象となる方(以下全てを満たすこと)

- 宝塚市内に住所を有し(住民登録していること)、かつ居住がある(実際に居住している)こと。
- 認可保育所・幼稚園及び認定こども園に在籍しておらず、認可外保育施設等を利用している3歳児、4歳児及び5歳児の保護者であること(新2号認定者)。または認可保育所・幼稚園及び認定こども園に在籍しておらず、認可外保育施設等を利用している0歳児~2歳児の保護者であり、かつ**市町村民税非課税世帯**であること(新3号認定者)。
※年齢の区分は、3月31日時点での年齢で決まります。
- 保育の必要性があること(保護者が就労している、疾病などのために家庭で保育ができない状況などであること。詳しくは「保育の必要性」をご覧ください。)
※すでに認可保育所の申込をして、2号・3号認定を受けている方(保育の必要性があると認められた方)も、別途認可外保育施設等の無償化の申請が必要です。

(2) 補助の内容

年齢クラス	課税状況	補助の内容
0歳児~2歳児	課税	補助なし
	非課税	月額上限 42,000円まで無償化
3歳児~5歳児	—	月額上限 37,000円まで無償化

※(ご注意) 認可外保育施設等の利用料のみが対象となります。

**延長保育料、給食費、日用品や文房具などの教材費、ファミリーサポートの交通費などの実費に
関しましては無償化の対象外となり、保護者様の負担となります。**

2 必要な手続

(1)新2号・新3号の認定申請について

認定を希望する月の**前月の20日**（その日が市役所閉庁日のときは、その直前の市役所開庁日）までに、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）」と「保育の必要性に関する書類（就労証明書等）」を、在籍している又は利用している認可外保育施設を通じてご提出ください。（保育所一時預かり事業・病児病後児保育事業・ファミリーサポートセンター事業のみをご利用されている方については、直接保育事業課へご提出ください。）

※4月の新2号・新3号の新規認定申請のみ別途締切日を設定していますので、ご利用中の施設又は保育事業課へお尋ねください。

※認可保育所の入所申込（申込内容の変更手続き）の締切（5～12月入所希望は希望月の前月10日、1～4月入所希望は前年の11月30日まで）と新2号・新3号認定申請締切は異なりますので、注意してください。

3 申請にあたっての注意

(1)申請書の「保護者氏名記入欄」には保護者氏名の記入をお願いいたします。

(2)世帯員の記入につきましては、**漏れなく全世帯員**をご記入ください。

※単身赴任・下宿等で同居していないが生計を一にする場合や世帯分離していても同居している場合は同一世帯とみなしますので、世帯員としてご記入ください。申請児童の備考欄は通常利用している幼稚園や認可外保育施設等をご記入ください。

(3) **0歳児～2歳児は保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の方のみ**以下の手続きや申請が必要となります。

・市町村民税非課税の判定を毎年9月に行います。

認可外施設等利用期間	判定の基準となる年度	※判定によって、認定期間が終了する可能性があります。
令和6年4月～令和6年8月	令和5年度市町村民税額に基づき判定	
令和6年9月～令和7年3月	令和6年度市町村民税額に基づき判定	

・令和5年1月1日又は令和6年1月1日現在の住所が宝塚市で、税金の申告をしていない方
→速やかに税金の申告を済ませてください。

※**世帯の中に未申告の方が含まれている場合は認定不可となります。**

・令和5年1月2日又は令和6年1月2日以降に宝塚市へ転入された方

→令和5年度又は令和6年度市町村民税特別徴収税額通知書や令和5年度又は令和6年度市町村民税課税証明書を申請書に添付してください。

※**すでに宝塚市医療助成課（乳幼児等医療申請）に提出されている場合は添付不要です。**

その場合は、申請書の余白に「税資料は〇〇課（←提出先部署名）に提出済み」とご記入ください。

(4) 保育の必要性に関する書類と一緒に提出をお願いします。

例えば父母が就労の場合であれば、**父母それぞれの就労証明書**の提出が必要となります。

※認可保育所の入所申込をしていて、すでに有効な就労証明書等を提出されている場合は、申請時に書類の添付を省略可能です。書類が有効かどうかは保育事業課へご確認ください。

4 認定及び支払い方法について

認定は宝塚市が行い、施設を通じてお知らせします。（認可外保育施設以外のご利用者については、直接、保護者に送付します。）**認定を受けた方が対象となります。**

支払い方法に関しましては、請求書に記入された銀行口座に振込みいたします。

請求の手続きには、以下の書類を保育事業課の窓口を持参又は郵送でご提出ください。

- ① 施設に支払った保育料や利用日数が分かる領収証兼提供証明書（市所定の様式）
- ② 請求書（市所定の様式）

※領収証兼提供証明書は在籍している又は利用している施設で受け取ってください。

※請求書については、初回のみ認定通知書に同封します。2回目以降の請求には、市のホームページからダウンロードしていただくか保育事業課までお問い合わせください。

※請求時期及び支払日については、「5 支払いの時期について」をご覧ください。

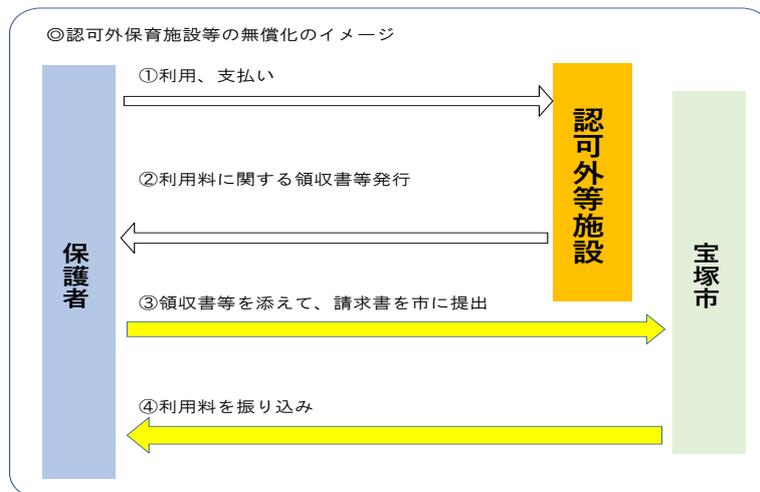
5 支払いの時期について

認可外保育施設等を利用したことがわかる領収証兼提供証明書等を以下の期日までに保育事業課に直接提出してください。

請求時期	利用対象期間	請求書等の受付期間	支払日（予定）
第1期	令和6年4月～6月利用分	令和6年7月1日～7月末日	令和6年8月末頃
第2期	令和6年7月～9月利用分	令和6年10月1日～10月末日	令和6年11月末頃
第3期	令和6年10月～12月利用分	令和7年1月4日～1月末日	令和7年2月末頃
第4期	令和7年1月～3月利用分	令和7年4月1日～4月末日	令和7年5月末頃

※受付最終日が土日祝と重なる場合は、直前の市役所開庁日までにご提出ください。

※受付期間を過ぎた場合でも、利用月の翌月1日から2年間は受付いたしますので、まとめて請求いただくことも可能です。ただし、2年を超えた月は請求できないことと、書類の枚数が増えると紛失にもつながりますので、定期的にご提出をお願いいたします。また時効日（利用月の末日の2年後の日）が市役所の閉庁日の場合は、その翌開庁日が期限となります。



<お問い合わせ> 宝塚市子ども未来部 保育事業課
Tel: 0 7 9 7 (7 7) 2 0 3 7 住所: 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

保育の必要性

保育の必要性が認められるのは、次のいずれかの事由に該当する場合です。

番号	事由	要件	認定期間
1	就労	家庭内外において月64時間以上の労働に常態的に従事している場合	左記の状態が継続している期間
2	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後の場合	出産前は妊娠中であれば期間の制限なし 出産後は出産日から起算して、8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
3	疾病・負傷等	疾病・負傷等による入院、通院、療養及び身体、精神の障害(しょうがい)等がある場合	診断書等に基づく期間
4	疾病等の介護・看護(別居を含む)	親族の疾病の介護または通園の付き添いを月64時間以上行う場合	診断書等に基づく期間
5	災害の復旧	火災等の災害復旧にあたる場合	災害復旧に必要な期間
6	就労予定	求職活動を継続的に行っている場合	3か月(※) 認定後3か月以内に月64時間以上の就労をしていない場合、認定期間が終了となります。
7	通学	大学・専門学校・職業訓練学校等に月64時間以上通学している場合	通学終了までの期間
8	育児休業からの復職予定	育児休業から復職する予定である場合(認定日時点で産前産後休暇・育児休業を取得している場合)	2か月(※) 認定後2か月以内に復職しない、又は月64時間以上の就労をしていない場合、遡及して認定取消となります。
9	育児休業中	育児休業に係る児童の育児休業中の期間にあたる場合	育児休業中の期間 ※育児休業に係る児童が保育施設等に入所又は施設等利用給付認定が決まった場合、入所日又は施設等利用給付認定が決まった日又は認定後2か月以内に復職する必要があります。復職できない場合、認定期間が終了となります。復職後は復職日のわかる就労証明書の提出をお願いいたします。月64時間以上の場合には引き続き、施設等利用給付認定を受けることができます。
10	多子家庭	就学前の在宅児童が、同一世帯内に当該児童を含め4人以上いる。(父・母いずれか1人のみに適用)	左記の状態が継続している期間

※1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の月64時間以上の基準については、1「就労」と4「疾病等の介護・看護」の時間の合算に加え、7「通学」の時間のうち、授業時間や学校等での待機時間(自宅にいる時間や学校等への通学に係る時間を除く)を含めることができます。

添付書類

保育を必要とする理由	必要書類(その他必要に応じて提出を求められる場合がございます。)
就労	就労証明書 ※法人格のない自営業者本人が就労証明書を作成する場合、以下①～⑤いずれかの書類の写しを要します。 ①開業届 ②確定申告書 ③取引先との契約書 ④営業許可証 ⑤賃金明細 ※内定状態の場合、就労後の内容で再提出が必要です。 ※有期雇用の場合、雇用期間のみの認定となります。雇用期間が延長される度に就労証明書の提出が必要ですが、ただし、継続認定で就労証明書を提出いただく場合は、備考欄に契約が更新予定である旨の記載があれば、雇用期間終了後の再提出は不要です。
妊娠・出産	①母子健康手帳の写し(氏名・出産予定日が記載されている箇所) ②同意書(宝塚市所定の様式)
疾病・負傷	①医師の診断書(宝塚市所定の様式) ②身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
疾病等の介護・看護	①介護看護申立書 ②身体障害者手帳(1～4級)・精神障害者保健福祉手帳(1～3級)・療育手帳(A・B)・介護保険被保険者証(要介護1～5)の写し、又は医師の診断書(宝塚市所定の様式)
災害の復旧	罹災証明書
就労予定	就労誓約書(宝塚市所定の様式)
通学	①在学証明書(又は学生証) ②時間割表
育児休業からの復職予定 育児休業中	①就労証明書 ②育児休業復職誓約書(宝塚市所定の様式)
多子家庭	申立書

※ひとり親の場合

上記書類に加えて、下記のいずれかを提出してください。(写し可)

ただし、離婚後も同居している場合は下記書類は不要です。父母それぞれの上記添付書類を提出してください。

①母子家庭等医療費受給者証 ②戸籍謄本 ③離婚届受理証明 ④離婚調停成立がわかる書類

(調停中の場合は裁判所からの調停申立受理証明書や調停期日通知書等をご提出いただき、調停成立後に

①～③が調停成立がわかる書類の提出が必要です。)